

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)  
The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第四篇 無産政党運動

第一章 日本社会党

三 食糧危機の突破方策

敗戦後の深刻な食糧危機に対処するため、社会党では二一年一月三日常任執行委員会を開催し、

一、供出もすでに半ばを過ぎた現在、人民管理その他の新方式を即時断行することなく、あくまで現在の機構を通し、これを改善することによつて供出、配給を行う。

一、超階級的、超党派の協力による解決を目標とする。

という根本的方針の下に次のような危機突破方策を決定した。

一、軍閥、官僚、資本家、地主の隠匿物資、死蔵物資を摘発、放出させる。(官の力による摘発を鞭撻するとともに、県連合会農民組会等も自主的にこれを行う)

一、主要食糧の闇取引を禁止する。(県連、組合を通じ、その徹底を期する)

一、輸入の促進(政府を督励する一方、マツクアーサー司令部の諒解を懇請する)

一、主要食糧の供出促進策として次のことを実施する。

(イ)供出割当制の合理化(農家の還元配給分は予め供出割当数量のうちには入れず、農家の飯米を確保した供出割当を行ふ)

(ロ)生産者供出価格を石五百円に上げる(現在は百五十円)

(ハ)肥料の国営と増産配(肥料価格は十倍に上げられ、しかも大した増産も望めぬのは、その生産を営利企業にまかせておくことに起因する)

(ニ)農村必需物資の配給確保

(ホ)小作料の引き下げ、金納制の即時断行

(ヘ)耕作権の確立

一、供出機構の改革

(イ)農業会その他農村各種団体の徹底的民主化(役員改選その他)

(ロ)農業会と農民組合との供出管理協議会を設置する。(供出管理は現在農業会だけが秘密に行つてゐる、こゝに闇の温床がある)

## 一、配給機構の改革

(イ)現存機構の徹底的民主化(食糧営団のうちに消費者の代表を入れる)

(ロ)中央、地方に食糧配給協議会を設置する。(同協議会は政府各種団体、政党、農民組合、労働組合、協同組合等の代表者が構成し、配給の基本計画を立案して営団を指導監督する)

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---